## 議案第73号

墨田区教育委員会委員任命の同意について

上記の議案を提出する。

平成24年9月28日

提出者 墨田区長 山 﨑 昇

墨田区教育委員会委員任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第 1項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会委員に任命したいので、その同意を 求める。

記

住 所 東京都江戸川区東小岩二丁目18番12号

氏 名横山信雄

生年月日 昭和29年1月22日

所属政党 無所属

## (提案理由)

平成24年9月30日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任者を任命する 必要がある。

## (参考)

横山信雄 略歴

現 住 所 東京都江戸川区東小岩二丁目18番12号

生年月日 昭和29年1月22日

学 歴 中央大学法学部法律学科卒業 (昭和51年3月)

職 歴 等 墨田区役所入所(昭和47年4月)

地域振興部住宅課長(平成3年4月)

企画経営室企画担当課長(統括課長)(平成11年4月)

教育委員会事務局次長(平成16年4月)

福祉保健部長(平成18年5月)

区民活動推進部長(平成21年5月)

墨田区教育委員会委員(教育長)(平成23年5月-現在)

## (参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)(昭和31年法律第162号)

(任命)

- 第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、 教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののう ちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。
  - (1) 破産者で復権を得ない者
  - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 3 委員の任命については、そのうち委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党 に所属することとなつてはならない。
- 4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

- 第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。